

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年11月12日

水 曜 日

号 外

目次

教育委員会告示

- | | |
|--------------------------------|----|
| ○令和8年度富山県立高等学校入学者募集要項 | 1 |
| ○令和8年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項 | 36 |

~~~~~

告 示

~~~~~

富山県教育委員会告示第6号

令和８年度富山県立高等学校入学者募集要項を、次のように定める。

令和7年11月12日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

令和8年度富山県立高等学校入学者募集要項

第1 全日制の課程一般入学

1 募集定員

各高等学校の募集定員は、別表 1 の 1 の定員から推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者及び富山県立南砺平高等学校の全国募集による入学者選抜において合格が決定した者の数を除いた人員とする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であつて、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和8年2月19日(木)から同月24日(火)までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月24日(火)は正午までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、2月20日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、1校1学科に限る。ただし、工業又は商業に関する学科を志願する者は、同一校のそれぞれの学科内に限り、第2順位まで志願することができる。

なお、第2順位を志願する場合は2つ以上にわたることができる。

- (2) 富山高等学校、富山中部高等学校、高岡高等学校の普通科又は理数科学科・人文社会科学科を志願する者は、同一校の理数科学科・人文社会科学科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。また、南砺福野高等学校普通科又は国際科を志願する者は、同校の国際科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。

- (3) 志願者は、富山県立高等学校入学者選抜インターネット出願システム（以下「出願システム」という。）に出願に必要な情報（以下「出願情報」という。）を入力する。志願者は、2,200円の入学考査手数料を納付する。

出身の中学校又はこれに準ずる学校の校長（以下「中学校長等」という。）は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、志願先高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で送信した出願情報等を志願先高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、志願先高等学校長に承認した志願者の調査書を書面で提出する。

- (4) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願1週間前までを目途に志願先高等学校長に連絡し、調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定す

る。

なお、希望する配慮事項が受検上の配慮申請書の「その他」に該当する場合、中学校長等は、志願者が志願先高等学校を決定する前に、各教育事務所を通じて富山県教育委員会に相談することができる。

- (5) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、調査書とともに自己申告書を、中学校長等を経て、志願先高等学校長に書面で提出することができる。

- (6) 帰国生徒としての志願に当たっては、調査書とともに海外在住状況等説明書を、志願先高等学校長に書面で提出する。

なお、ここでいう帰国生徒とは、海外における在住期間が継続して2年以上の者で、志願時において帰国後3年以内の者等をいう。

- (7) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、調査書とともに外国人特別措置適用申請書を、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に書面で提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

- (8) 県外及び海外からの志願者は、県外及び海外の中学校又はこれに準ずる学校を、令和8年3月までに卒業する見込みの者又は卒業した者で、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

- (9) 中学校等には、校長を委員長とする選抜資料作成委員会を設ける。

- (10) 中学校長等は、志願者の調査書等を提出する際に、一般入学志願者名簿を書面で2部作成し、調査書とともに提出する。高等学校長は、このうち1部

を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

6 学力検査

(1) 学力検査は、県下一斉に実施する。

(2) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む。）の5教科とし、各教科の配点は40点とする。

なお、英語聞き取りテストが中止となった場合、当該校では聞き取りテスト部分を除いて40点に換算する。

(3) 志願者は、志願した高等学校で学力検査を受けなければならない。

(4) 検査日は、令和8年3月5日(木)、3月6日(金)の2日間で、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

第 1 日 3月5日(木)	9:30までにおいて 各高等学校長が定める時間	9:30～10:20		10:40～11:30	11:50～12:40
	出席調査及び諸準備	社 会		国 語	理 科
第 2 日 3月6日(金)	9:30までにおいて 各高等学校長が定める時間	9:30～9:45 ※	10:00～10:40	11:00～11:50	
	出席調査及び諸準備	聞き取り	筆 記	数 学	
		英 語			

※ 英語聞き取りテストについては、9時30分から9時45分までの間に10分間程度で実施する。

(5) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7 選抜の方法

(1) 高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された調査書等の資料、学力検査の成績等に基づいて、各高等学校の当該学科の教育を受ける

に足る能力・適性等を判定して選抜する。

- (2) 高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (3) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習の記録」の評定、「特別活動」の評価、その他の記録より算出した評定点（以下「調査書評定点」という。）と学力検査の成績とを対比し、同等に扱い、判定することを原則とする。ただし、調査書評定点又は学力検査の成績が、募集定員（推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者及び富山県立南砺平高等学校の全国募集による入学者選抜において合格が決定した者の数を除いた数）の上位10%以内にある場合は、調査書評定点又は学力検査の成績の一方により、判定することができるものとする。
- (4) 高等学校長は、選抜に当たって、富山県教育委員会の承認を得て、専門学科及び普通科に設置されているコースの特色に応じて、調査書や学力検査の教科の配点の比重を変えることができる。
- (5) 高等学校長は、選抜に当たって、「学習の記録」の評定及び「特別活動」の評価を除く調査書中の他の記録についても審査する。
- (6) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
- (7) 高等学校長は、富山県教育委員会の承認を得て、各高等学校又は各高等学校の学科及びコースごとに、志願者に対し、面接や専門に関する実技検査等を行い、その結果を選抜の資料に加えることができる。
- (8) 高等学校長は、選抜に当たって、第1順位志願を尊重するが、その学科における総合判定による順位の下位者よりも優れていると判定された第2順位志願者を合格させることができる。
- (9) 高等学校長は、上記(3)～(8)に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。
- (10) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。

- (11) 帰国生徒の選抜に当たっては、高等学校長は、面接を実施し、その結果及び海外での経験等を十分考慮して行うものとする。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査の第1日、第2日の両日の全日程又は第2日の全日程を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続を行ったうえ志願先高等学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ やむを得ない理由のある者

- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、中学校長等を経て、志願先高等学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和8年3月9日(月)午後3時までに、中学校長等を経て、志願先高等学校長に書面で提出する。
- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先高等学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書（県外及び海外からの志願者用）を所定の日時までに、志願先高等学校長に直接提出する。
- (4) 追検査は志願先高等学校において、令和8年3月10日(火)に、下に示す日程によって行う。

9:30までにおいて各高等学校長が定める時間	9:30～10:20	10:40～11:30	11:50～12:40	12:40～13:40の間において各高等学校長が定める時間	13:40～13:55※	14:10～14:50	15:10～16:00
出席調査及び諸準備	社 会	国 語	理 科	出席調査及び諸準備	聞き取り	筆 記	数 学
					英 語		

※ 英語聞き取りテストについては、13時40分から13時55分までの間に10分間程度で実施する。

- (5) その他、上記5、6、7を準用する。

9 合格者の発表

令和8年3月13日(金)午後0時30分に、出願システム上で行う。

10 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。

- (2) ここに定めるもののほか、一般入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第2 全日制の課程推薦入学

1 対象学科及び募集人員

- (1) 全日制の課程の別表2に掲げる普通科に設置されている各コース、専門学科及び総合学科において、推薦入学を実施する。
- (2) 推薦入学による募集人員は、富山県教育委員会と協議のうえ、下記の範囲内で、各高等学校長が定める。
- ・普通科に設置されている各コース＜学級定員の50%以内＞（ただし、呉羽高等学校普通科音楽コース、富山北部高等学校普通科体育コースは60%以内）
 - ・国際科及び国際交流科＜募集定員の40%以内＞
 - ・専門学科（国際科及び国際交流科を除く。）＜募集定員の50%以内＞
 - ・総合学科＜募集定員の40%以内＞
- (3) 推薦入学を実施する学校は、富山県教育委員会と協議のうえ、学科及びコースの特色に応じて、2の志願資格(4)におけるa、b、c、dの各項目別に募集人員等を明示することができる。

2 志願資格

中学校又はこれに準ずる学校を令和8年3月に卒業する見込みの者で、次の(1)～(4)の条件を満たし、中学校長等の推薦を得た者で、合格内定となった場合は、当該高等学校への入学を確約できる者とする。

- (1) 当該学校、学科、コースを志望する動機が明白であり、目的意識を有すること。
- (2) 当該学校、学科、コースに関する興味・関心があり、適性を有すること。
- (3) 当該学校、学科、コースにおける各教科・科目の履修に必要な学力を有し、人物が優れていること。
- (4) 次のa、b、c、dいずれかに該当し、入学後の諸活動に成果が期待される者であること。

- a 調査書の「学習の記録」が優良であること。
- b 専門に関する優れた能力又は実績があること。
- c 芸術、文化、体育のいずれかの分野において優れた能力又は実績があること。
- d 生徒会活動、社会奉仕活動等学校内外における自発的な活動に継続して積極的に取り組んだ実績があること。

3 志願期間

令和8年1月30日(金)から同年2月3日(火)までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月3日(火)は正午までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、2月2日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、対象学科、コースのうち1校1学科又は1コースに限る。
- (2) 志願者は、出願システムに出願情報を入力する。志願者は、2,200円の入学考査手数料を納付する。

中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、志願先高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で送信した出願情報等を志願先高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、志願先高等学校長に承認した志願者の調査書及び推薦書を書面で提出する。

- (3) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願1週間前までを目途に志願先高等学校長に連絡し、調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

なお、希望する配慮事項が受検上の配慮申請書の「その他」に該当する場

合、中学校長等は、志願者が志願先高等学校を決定する前に、各教育事務所を通じて富山県教育委員会に相談することができる。

- (4) 県外及び海外からの志願者は、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

- (5) 中学校等には、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。推薦委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱い、被推薦者の決定は校長が行う。

- (6) 中学校長等は、志願者の調査書等を提出する際に、推薦入学志願者名簿を書面で2部作成し、調査書とともに提出する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

6 選抜の方法

- (1) 推薦入学志願者については、面接を実施し、学力検査を行わない。

- (2) 高等学校長は、特に必要と認める場合は、志願者に作文、専門に関する実技検査等を課すことができる。

- (3) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、推薦書等の書類並びに面接等の結果を資料として総合的に判定し、合格内定者を決定する。

- (4) 面接等は、令和8年2月9日(月)午前9時から、志願先高等学校において、当該高等学校長が定める日程によって行う。

- (5) 高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

- (6) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書、推薦書等に理解が困難な事項が

あった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

7 合格者の発表

(1) 合格内定の通知

ア 令和8年2月12日(木)午前10時に、出願システム上で行う。

イ 合格内定の通知を受けた者は、他の公立高等学校を志願することができない。

ウ 高等学校長は、推薦入学選考結果通知書を令和8年2月12日(木)の午前10時から正午までの間に投函^{かん}し、郵送することにより、選考結果を中学校長等に通知する。

(2) 合格者の発表

合格内定の通知を受けた者について、令和8年3月13日(金)午後0時30分に、出願システム上で行う。

8 合格内定とならなかった者の扱い

(1) 推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者は、この募集要項に定める各課程の選抜についての手続により、改めて志願することができる。その際、志願先高等学校が全日制の課程の場合は、入学考査手数料が免除される。

(2) 改めて志願する場合にも、出願システムに出願情報を入力するものとする。

9 その他

(1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。

(2) ここに定めるもののほか、推薦入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第3 全日制の課程第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、全日制の課程一般入学者選抜（以下「第1次選抜」という。）の合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和8年3月13日(金)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「第 1 全日制の課程一般入学」の定めに基づいて志願し、5 教科の学力検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和 8 年 3 月 16 日 (月) 及び同月 17 日 (火) の両日とし、両日とも午前 9 時から午後 4 時までとする。

なお、郵送により必要な書類を提出する場合は書留速達とし、3 月 17 日 (火) 午後 4 時までに志願校に必着とする。

4 志願の方法

(1) 志願者は、出願システムに出願情報を入力する。

中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないことを確認した後、出願情報等を承認し、第 2 次選抜志願先高等学校長に出願情報等を送信する。

(2) 志願は、1 校 1 学科に限る。ただし、第 2 順位志願については、第 1 次選抜に準ずる。また、第 1 次選抜で志願した高等学校の同一学科を志願することはできない。

(3) 志願に際して、中学校長等は、第 2 次選抜志願先高等学校長に、第 2 次選抜志願者名簿を書面で 2 部作成して直接提出する。第 2 次選抜志願先高等学校長は、このうち 1 部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

また、中学校長等は、令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 4 時までに、第 1 次選抜志願先高等学校長に、第 2 次選抜志願者名簿を書面で 2 部作成して直接提出する。第 1 次選抜志願先高等学校長は、このうち 1 部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

(4) 県外及び海外からの志願者で第 2 次選抜に志願する者は、所定の日時まで、第 2 次選抜志願先高等学校長に第 2 次選抜申請書を、第 1 次選抜志願先高等学校長に第 2 次選抜志願についての申請書をそれぞれ書面で提出する。

5 学力検査

学力検査は、実施しない。

6 選抜の方法

(1) 第2次選抜志願先高等学校長は、第1次選抜志願先高等学校長から提出を受けた学力検査の成績と調査書等によって選抜する。

(2) 上記(1)のほか、「第1 全日制の課程一般入学」の7を準用する。

7 合格者の発表

令和8年3月19日(木)午後0時30分に、出願システム上で行う。

8 その他

第2次選抜合格者で、第1次選抜に志願した高等学校において補欠入学を認められた者は、第1次選抜志願先高等学校への入学を優先させる。

第4 富山県立南砺平高等学校の全国募集

1 募集定員

募集定員は、別表1の1のとおりとする。

2 志願資格

現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校いずれにも在籍していない者で、次の(1)～(5)の条件をすべて満たしていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 富山県外（日本国内）の中学校又はこれに準ずる学校を、令和8年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者であること。ただし、岐阜県の白川村立白川郷学園に在学し、同校を卒業する見込みの者又は卒業した者は除く。
- (2) 南砺平高等学校への入学を強く希望し、志願理由が明確であること。
- (3) 合格となった場合は、南砺平高等学校への入学を確約できる者であること。
- (4) 志願者及び保護者が富山県外に居住していること。
- (5) 志願者が入学以降、保護者を伴わず富山県内に居住すること。

3 志願期間

令和8年1月30日(金)から同年2月3日(火)までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月3日(火)は正午までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、2月2日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

(1) 志願を許可された者は、他の都道府県の公立高等学校へ志願することができない。

(2) 志願者は、出願システムに出願情報を入力する。志願者は、2,200円の入学考査手数料を納付する。

中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、南砺平高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で送信した出願情報等を南砺平高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、南砺平高等学校長に承認した志願者の調査書を書面で提出する。

(3) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願1週間前までを目途に南砺平高等学校長に連絡し、調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出する。

配慮内容は、南砺平高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

(4) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、調査書とともに自己申告書を、中学校長等を経て、南砺平高等学校長に書面で提出することができる。

(5) 帰国生徒としての志願に当たっては、調査書とともに海外在住状況等説明書を、南砺平高等学校長に書面で提出する。

なお、ここでいう帰国生徒とは、海外における在住期間が継続して2年以上の者で、志願時において帰国後3年以内の者等をいう。

(6) 中学校長等は、志願者の調査書等を提出する際に、全国募集志願者名簿を書面で2部作成し、調査書とともに提出する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

5 検査

(1) 検査は、作文及び面接とする。ただし、南砺平高等学校長が特に必要と認

めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

- (2) 検査は、令和8年2月9日(月)午前9時から、南砺平高等学校において、南砺平高等学校長が定める日程によって行う。

6 受検票の交付

南砺平高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、南砺平高等学校長が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

7 選抜の方法

- (1) 南砺平高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料（全国募集志願理由書も含む。）、面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。
- (2) 南砺平高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (3) 南砺平高等学校長は、選抜に当たって、調査書等に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

8 合格者の発表

- (1) 令和8年2月12日(木)午後0時30分に、出願システム上で行う。
- (2) 合格者は、他の公立高等学校を志願することができない。
- (3) 合格とならなかった者は、令和8年度富山県立高等学校全日制の課程一般入学者選抜に志願することができない。

9 その他

- (1) 南砺平高等学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。
- (2) ここに定めるもののほか、全国募集選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第5 定時制の課程（単位制前期）

1 募集定員

新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校、小矢部園芸高等学校及びとなみ野高等学校の募集定員は、別表1の2のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和8年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第1次選抜

(1) 志願期間

令和8年2月19日(木)から同月24日(火)（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月24日(火)は正午までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、2月20日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 志願の方法

ア 志願は、1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程と重ねて志願することはできない。

エ 志願者は、出願システムに出願情報を入力する。志願者は、950円の入学考査手数料を納付する。

中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、志願先高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で

送信した出願情報等を志願先高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、志願先高等学校長に承認した志願者の調査書を書面で提出する。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願1週間前までを目途に志願先高等学校長に連絡し、調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

なお、希望する配慮事項が受検上の配慮申請書の「その他」に該当する場合、中学校長等は、志願者が志願先高等学校を決定する前に、各教育事務所を通じて富山県教育委員会に相談することができる。

カ 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、調査書とともに自己申告書を、中学校長等を経て、志願先高等学校長に書面で提出することができる。

キ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、調査書とともに外国人特別措置適用申請書を、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に書面で提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

ク 中学校長等は、志願者の調査書を提出する際に、定時制の課程入学志願者名簿を書面で2部作成し、調査書とともに提出する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ケ 県外及び海外からの志願者も上記ア～クに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代え

ることができる。

(3) 受検票の交付

高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

(4) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和8年3月5日(木)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

3月5日(木)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行うが、志願先高等学校長の判断で、面接を令和8年3月6日(金)に行うことができる。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。

ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

(5) 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(6) 合格者の発表

令和 8 年 3 月 13 日 (金) 午後 0 時 30 分に、出願システム上で行う。

4 第 2 次選抜

(1) 第 2 次選抜を行う学校、学科及び募集定員等

富山県教育委員会は、第 1 次選抜合格者の発表後、第 2 次選抜を行う学校、学科及び募集定員等を決定し、令和 8 年 3 月 13 日 (金) に発表する。

(2) 志願期間

令和 8 年 3 月 16 日 (月) 及び同月 17 日 (火) の両日とし、両日とも午前 9 時から午後 4 時までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、3 月 17 日 (火) 午後 4 時までに志願校に必着とする。

(3) 志願の方法

ア 全日制の課程第 2 次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

イ その他については、上記 3 の (2) ア、イ、エ、オ、キ、ク、ケの定めに従って行う。

(4) 検査

令和 8 年 3 月 19 日 (木) に行う。国語と数学のどちらか 1 教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
3 月 19 日 (木)	国語又は各高等学校長が定める 1 教科	数学又は各高等学校長が定める 1 教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

(5) 合格者の発表

令和 8 年 3 月 25 日 (水) 午後 0 時 30 分に、出願システム上で行う。

(6) その他

上記 3 の (3)、(4)、(5) の定めに従って行う。

5 その他

(1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後 4 時現在で発表

掲示する。

- (2) 第 2 次選抜後も必要があれば、再度選抜を実施することができる。
- (3) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制前期）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第 6 定時制の課程（単位制以外）

1 募集定員

富山工業高等学校定時制の課程の募集定員は、別表 1 の 2 のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第 1 次選抜

(1) 志願期間

令和 8 年 3 月 16 日 (月) 及び同月 17 日 (火) の両日とし、両日とも午前 9 時から午後 4 時までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、3 月 17 日 (火) 午後 4 時までに富山工業高等学校に必着とする。

(2) 志願の方法

ア 志願は、富山工業高等学校定時制の課程の 1 学科に限る。ただし、同校の定時制の課程内の他学科を第 2 順位まで志願することができる。

なお、第 2 順位を志願する場合は 2 つ以上にわたることができる。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程第2次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

エ 志願者は、出願システムに出願情報を入力する。志願者は、950円の入学考査手数料を納付する。

中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、富山工業高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で送信した出願情報等を富山工業高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、富山工業高等学校長に承認した志願者の調査書を書面で提出する。

なお、富山工業高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等に関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願1週間前までを目途に富山工業高等学校長に連絡し、調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出する。

配慮内容は、富山工業高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

なお、希望する配慮事項が受検上の配慮申請書の「その他」に該当する場合、中学校長等は、志願者が志願先高等学校を決定する前に、各教育事務所を通じて富山県教育委員会に相談することができる。

カ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、調査書とともに外国人特別措置適用申請書を、出身中学校長等を通じて、富山工業高等学校長に書面で提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

キ 中学校長等は、志願者の調査書を提出する際に、定時制の課程入学志願

者名簿を書面で2部作成して、調査書とともに提出する。富山工業高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ク 県外及び海外からの志願者も上記ア～キに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

(3) 受検票の交付

富山工業高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、富山工業高等学校長が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

(4) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、富山工業高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、富山工業高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和8年3月19日(木)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

3月19日(木)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は富山工業高等学校長が定める1教科	数学又は富山工業高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、富山工業高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。

ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

(5) 選抜の方法

富山工業高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(6) 合格者の発表

令和8年3月25日(水)午後0時30分に、出願システム上で行う。

4 第2次選抜

(1) 富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学科及び募集定員等を決定し、令和8年3月25日(水)に、富山工業高等学校において発表する。

(2) 志願期間は、令和8年3月25日(水)及び同月26日(木)の両日とし、3月25日(水)は午後1時から午後4時まで、3月26日(木)は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による調査書等の提出は不可とする。

(3) 検査については、富山工業高等学校長が日程を定め、志願者に通知する。

(4) その他、上記3の(2)、(3)、(4)、(5)の定めに準じて行う。

(5) 合格者の発表については、富山工業高等学校長が定める。

5 その他

(1) 富山工業高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。

(2) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制以外）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第7 定時制の課程（単位制後期）

1 募集人員

募集は、新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校及びとなみ野高等学校において行い、各高等学校の募集人員は、令和8年5月以降に別途示す。

2 志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期

課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）のいずれにも在籍していない者、及び過去に高等学校等で単位を修得していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和 8 年 9 月 1 日(火)から同月 3 日(木)までの間、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、9 月 3 日(木)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、9 月 2 日(水)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、1 校 1 学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。
- (3) 志願者は、入学考査手数料として、手数料収納窓口で 950 円を納付し、発行される申請用のレシートを所定の入学願書に貼り、志願先高等学校長に提出する。

また、志願者は、出身中学校長等に、調査書発行申請書を提出する。中学校長等は、志願者からの申請を受けて、9 月 3 日(木)正午までに、本人の調査書を志願先高等学校長に提出する。出願及び調査書の提出について、郵送による場合は書留速達とする。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

- (4) 中学校等の第 2 学年、第 3 学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が 30 日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己

申告書を添えて、志願先高等学校長に提出することができる。

- (5) 県外及び海外からの志願者も上記(1)～(4)に基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

5 検査

- (1) 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。
- (2) 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。
- (3) 検査は、令和8年9月10日(木)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合は、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

9月10日(木)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長の定める日程によって行う。

6 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和8年9月14日(月)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。
- (2) 各学校の実施概要については、募集人員とともに、令和8年5月以降に別途示す。

- (3) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制後期）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第8 通信制の課程

1 募集定員

募集定員は、別表1の3のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和8年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和8年3月16日(月)及び同月17日(火)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月17日(火)午後4時までに雄峰高等学校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

- (2) 志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア 入学願書（入学考査手数料として、手数料収納窓口で460円を納付し、発行される申請用のレシートを貼る。）

イ 調査書（ただし、令和2年3月以前の卒業者については、出身中学校等の卒業証明書をもって代えることができる。）

ウ 雄峰高等学校衛生看護科を志願する者は、富山市医師会看護専門学校准

看護学科の合格証の写し

- (3) 雄峰高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び出身中学校長等にその提出を求めることができる。

5 検査

- (1) 検査は、面接等とする。
- (2) 検査は、令和8年3月19日(木)午前9時から、雄峰高等学校において行う。

6 選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和8年3月25日(水)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。

8 第2次募集

- (1) 上記1、2、4、6の定めに準じて行う。
- (2) 志願期間は、令和8年3月25日(水)及び同月26日(木)の両日とし、3月25日(水)は午後1時から午後4時まで、3月26日(木)は午前9時から午後4時までとする。郵送による出願は不可とする。

なお、事情によっては、締切期日後でも受け付けることがある。

- (3) 面接等の実施は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。

第9 富山県立中央農業高等学校農業特別専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

<担い手育成コース>

高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和8年3月に卒業する見込みの者で、次の各条件を備えた者

- (1) 本校入学時に、現に農業に従事し、農業経営を発展させようとする意欲、

農業に関する知識・技術の向上を目指す意欲のある者

- (2) 出身高等学校長等の推薦を受けた者又は地域農林振興センター所長の推薦を受けた者。ただし法人等で就農を目的とした研修を行う者については地域農林振興センター所長の推薦を受けた者

<庭園コース>

高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、庭園管理や野菜・草花の栽培等に興味・関心の高い者

3 志願期間

令和7年12月1日（月）から同月12日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、12月12日（金）は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、12月12日（金）正午までに中央農業高等学校に必着とする。

4 志願の方法

入学志願者は、次の書類を中央農業高等学校長に提出する。

<担い手育成コース>

- (1) 入学願書（学校所定のもの）

（入学考查手数料として、手数料収納窓口で2,200円を納付し、発行される申請用のレシートを貼る。）

- (2) 履歴書（学校所定のもの）

- (3) 卒業見込み証明書又は卒業証明書

- (4) 営農状況調査書（学校所定のもの）

- (5) 出身高等学校長等又は地域農林振興センター所長の推薦書（学校所定のもの）

<庭園コース>

- (1) 入学願書（学校所定のもの）

（入学考查手数料として、手数料収納窓口で2,200円を納付し、発行される申請用のレシートを貼る。）

- (2) 履歴書（学校所定のもの）

5 選抜の方法

＜担い手育成コース＞

中央農業高等学校長は、入学志願者について出身高等学校長等から提出された資料及び面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所において行う。

また、特に必要と認めた場合は、学力検査（農業に関する科目の範囲）を行うことがある。

＜庭園コース＞

中央農業高等学校長は、入学志願者から提出された資料及び面接、作文、実技（簡易作図）の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文及び実技は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所において行う。

6 合格者の発表

令和8年1月16日(金)午後0時30分に、中央農業高等学校において受検番号で行う。

7 第2次募集

- (1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに準じて第2次募集を実施する。
- (2) 第2次募集を実施する場合、志願期間は、令和8年2月19日(木)から同年3月3日(火)までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、3月3日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月3日(火)正午までに中央農業高等学校に必着とする。

第10 富山県立富山いずみ高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

富山いずみ高等学校看護科を卒業した者

3 その他

入学者募集の詳細については、富山いずみ高等学校長が別に定める。

第11 富山県立雄峰高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表 1 の 4 のとおりとする。

2 志願資格

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者
- (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和 7 年 11 月 25 日 (火) から同月 28 日 (金) までの間、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、11 月 28 日 (金) 午後 4 時までに雄峰高等学校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 入学志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア 雄峰高等学校において交付する入学願書（入学考查手数料として、手数料収納窓口で 2,200 円を納付し、発行される申請用のレシートを貼る。）

イ 学業成績証明書（高等学校等調査書又は成績証明書）

ウ 上記イで成績証明書を提出した者のみ卒業証明書

- (2) 午前部・午後部については、第 2 順位まで志願することができる。

5 選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について出身高等学校長等から提出された資料及び面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。

また、雄峰高等学校長は、特に必要と認めた場合は、作文を行うことができ

る。

6 合格者の発表

令和7年12月19日(金)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。

7 第2次募集

- (1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに準じて第2次募集を実施する。
- (2) 第2次募集を実施する場合の志願期間は、令和8年2月19日(木)及び同月20日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

第12 富山県立小矢部園芸高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和8年3月に卒業する見込みの者
- (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力を持ち、園芸・造園に関する高度な知識、技術の習得を希望する者

3 志願期間

令和8年2月9日(月)から同月13日(金)までの間(祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月13日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月12日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

入学志願者は、次の書類を小矢部園芸高等学校長に提出する。

- (1) 小矢部園芸高等学校において交付する入学願書(入学考查手数料として、手数料収納窓口で2,200円を納付し、発行される申請用のレシートを貼る。)
- (2) 高等学校等卒業見込み証明書又は卒業証明書等
- (3) 履歴書

5 選抜の方法

小矢部園芸高等学校長は、面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文は、令和8年3月9日(月)に小矢部園芸高等学校において行う。

また、小矢部園芸高等学校長は、特に必要と認めた場合は、学力検査（農業に関する科目の範囲）を行うことができる。

6 合格者の発表

令和8年3月13日(金)午後0時30分に、小矢部園芸高等学校において受検番号で行う。

第13 その他

この募集要項の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

別表1 令和8年度富山県立高等学校第1学年募集定員

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	
		学 級	定 員
入 善	普 通 農 業	3	1 2 0
		1	3 0
桜 井	普 通 土 木 生 活 環 境	3	1 2 0
		1	4 0
		1	4 0
魚 津	普 通	4	1 6 0
魚津工業	機 械 創 造	3	9 0
	電 気 情 報		
	I T ・ 環 境 化 学		
滑 川	普 通	2	8 0
	薬 業	1	4 0
	商 業	1	4 0
	海 洋	1	4 0
上 市	総 合	3	1 2 0
雄 山	普 通	2	8 0
	生 活 文 化	1	4 0
中央農業	生 物 生 産	3	6 0
	園 芸 デ ザ イ ン		
	バ イ オ 技 術		
八 尾	普 通	3	1 2 0
富 山 西	普 通	3	1 2 0
富 山	普 通	4	1 6 0
	理 数 科 学	2	8 0
	人 文 社 会 科 学		

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	
		学 級	定 員
富山中部	普 通	4	1 6 0
	理 数 科 学	2	8 0
	人 文 社 会 科 学		
富山北部	普 通	3	1 2 0
	くすり・バイオ	2	8 0
	情報デザイン	1	4 0
富山工業	機 械 工 学	2	8 0
	電 子 機 械 工 学	1	4 0
	金 属 工 学	1	4 0
	電 気 工 学	2	8 0
	建 築 工 学	1	4 0
	土 木 工 学	1	4 0
富山商業	流通ビジネス	2	8 0
	ビジネスマネジメント	1	4 0
	会計ビジネス	1	4 0
	情報ビジネス	2	8 0
富山いずみ	総 合	4	1 6 0
	看 護	1	4 0
富 山 東	普 通	6	2 4 0
富 山 南	普 通	5	2 0 0
呉 羽	普 通	6	2 3 0
小 杉	総 合	4	1 6 0
大 門	普 通	3	1 2 0
新 湊	普 通	3	1 2 0
	商 業	1	4 0

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	
		学 級	定 員
高 岡	普 通	4	1 6 0
	理 数 学 科 人 文 社 会 学 科	2	8 0
高岡工芸	機 械	1	4 0
	電 子 機 械	1	4 0
	電 気	1	4 0
	建 築	1	4 0
	土 木 環 境	1	4 0
	工 芸	1	3 0
	デザイン・絵画	1	4 0
高岡商業	流通ビジネス	2	8 0
	国際ビジネス	1	4 0
	会計ビジネス	1	4 0
	情報ビジネス	1	4 0
伏 木	国 際 交 流	2	8 0
高 岡 南	普 通	4	1 6 0
福 岡	普 通	3	1 2 0
氷 見	普 通	2	8 0
	農 業 学 科	1	4 0
	海 洋 学 科		
	ビ ジ ネ ス	1	4 0
	生 活 福 祉	1	4 0
砺 波	普 通	4	1 6 0
砺波工業	機 械	2	6 0
	電 気	1	3 0
	電 子	1	3 0
南砺福野	普 通	4	1 6 0
	国 際	1	3 0
	農 業 環 境	1	3 0
	福 祉	1	3 0

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	
		学 級	定 員
南 砺 平	普 通	1	3 6
石 動	普 通	3	1 2 0
	商 業	1	4 0
合 計		1 5 3	5, 9 2 6

(注)

- ・桜井高等学校普通科については、募集定員のうち、5名を帰国生徒の受入枠とする。
- ・南砺平高等学校普通科については、募集定員のうち、6名を全国募集による入学者選抜の受入枠とする。

2 定時制の課程

学 校 名	学 科 名	募 集	
		定 員	備 考
新川みどり野	普 通	約 1 2 0	} 単位制
	福 祉 教 養	約 4 0	
富 山 工 業	機 械	約 4 0	
	電 気	約 4 0	
	生 産 機 械	約 4 0	
雄 峰	普 通	約 2 0 0	} 単位制
	総合ビジネス	約 4 0	
	生 活 文 化	約 4 0	
志 貴 野	普 通	約 8 0	} 単位制
	国 際 教 養	約 4 0	
	総合ビジネス	約 8 0	
	生 活 文 化	約 4 0	
小矢部園芸	園 芸	約 4 0	単位制
と な み 野	普 通	約 8 0	} 単位制
	総 合 福 祉	約 4 0	
合 計		約 9 6 0	

3 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	募 集	
		定 員	備 考
雄 峰	普 通 衛 生 看 護	約 3 0 0	単位制
合 計			

4 専攻科

学 校 名	学 科 名	募 集	
		定 員	備 考
中央農業	農 業 ・担い手育成コース ・庭園コース	約 1 0	
		約 1 0	
富山いずみ	看 護	4 0	富山いずみ高校看護科卒業者を対象とする。
雄 峰	生活科学 ・調理師養成課程	6 0	
小矢部園芸	園 芸	約 4 0	
合 計		約 1 6 0	

別表2

令和8年度全日制の課程推薦入学対象学科等

学 科 等 区 分	学 科 ・ コ ー ス 名
普 通 (コ ー ス)	入 善 高 校 (自然科学、観光ビジネス)、 八 尾 高 校 (福 祉)、富山北部高校 (体 育)、 富 山 東 高 校 (自然科学)、富山南高校 (国 際)、 呉 羽 高 校 (音 楽)、大 門 高 校 (情 報)、 高 岡 南 高 校 (人文科学)、福 岡 高 校 (英 語)
国 際	国際科、国際交流科
農 業	農業科、生物生産科、園芸デザイン科、バイオ技術科、 農業科学科、農業環境科
水 産	海洋科、海洋科学科
工 業	機械科、機械工学科、機械創造科、電子機械科、 電子機械工学科、金属工学科、電気科、電気工学科、 電気情報科、電子科、I T ・ 環境化学科、建築科、 建築工学科、土木科、土木工学科、土木環境科、工芸科、 デザイン・絵画科、薬業科、くすり・バイオ科
商 業	商業科、ビジネス科、流通ビジネス科、国際ビジネス科、 ビジネスマネジメント科、会計ビジネス科、 情報ビジネス科、情報デザイン科
家 庭	生活文化科、生活環境科、生活福祉科
看 護	看護科
福 祉	福祉科
総 合	総合学科

富山県教育委員会告示第7号

令和8年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項を、次のように定める。

令和7年11月12日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

令和8年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項

第1 高等部A日程の第1次選抜**1 募集定員**

高等部A日程の募集定員は、別表1のとおりとする。

2 志願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者で、保護者とともに県内に居住し、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者
- (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

3 志願期間

令和8年1月28日(水)から同月30日(金)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、1月30日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、1月29日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、高等部A日程の1校1学科に限る。
- (2) 志願に当たっては、令和8年1月20日(火)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身

中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。

- (3) 志願者は、所定の入学願書を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出身中学校長等を通じて出願前に志願先特別支援学校長に連絡する。配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。
- (5) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。
- (6) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先特別支援学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

- (7) 県外及び海外からの志願者は、学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者かつ県外及び海外の中学校又は特別支援学校中学部を令和8年3月までに卒業する見込みの者、卒業した者又はこれに準ずる者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校いずれにも在籍していない者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

- (8) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、第1次選抜入学

志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査は、県下一斉に行う。
- (2) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）、作業能力検査、面接とし、配点は、学力検査 100点（国語50点、数学50点）、作業能力検査50点とする。
- (3) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。
- (4) 検査日は、令和8年2月7日（土）とし、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

2月7日（土）	9:00～	9:30～ 10:00	10:20～ 10:50	11:10～ 11:40	11:50～
	出席調査及び 諸準備	国 語	数 学	作業能力検査	面 接

- (5) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習状況」及びその他の記録について審査する。
- (3) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
- (4) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

- (5) 特別支援学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続きを行ったうえ志願先特別支援学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ やむを得ない理由のある者

- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和8年2月9日(月)午後4時までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出する。
- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先特別支援学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書（県外及び海外からの志願者用）を所定の日時までに、志願先特別支援学校長に直接提出する。
- (4) 追検査は志願先特別支援学校において、令和8年2月12日(木)に行う。
- (5) その他、上記5、6、7を準用する。

9 合格者の発表

令和8年2月16日(月)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

10 その他

- (1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。
- (2) 志願に当たって必要な書類は、富山県教育委員会から中学校長等に配布する。
- (3) 第1次選抜合格者は、入学を辞退した場合を除いて、他の県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び県立特別支援学校高等部を

志願することはできない。

- (4) ここに定めるもののほか、高等部A日程の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第2 高等部A日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和8年2月16日(月)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「第1 高等部A日程の第1次選抜」の定めに基づいて志願し、入学検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和8年2月19日(木)から同月24日(火)までの間(日曜日、土曜日並びに23日(月)を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月24日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月24日(火)正午までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 志願は、高等部A日程の1校1学科に限る。ただし、高等部A日程の第1次選抜で志願した特別支援学校を志願することはできない。
- (2) 志願に当たっては、令和8年2月18日(水)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。
- (3) 志願者は、所定の第2次選抜申請書を、出身中学校長等を経て、第2次選抜志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 志願に際して、出身中学校長等は、第2次選抜志願先特別支援学校長に、

第 2 次選抜志願者名簿を 2 部作成して添付する。第 2 次選抜志願先特別支援学校長は、このうち 1 部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

また、出身中学校長等は、令和 8 年 2 月 24 日 (火) 正午までに、第 1 次選抜志願先特別支援学校長に、第 2 次選抜志願者名簿を 2 部作成して提出する。第 1 次選抜志願先特別支援学校長は、このうち 1 部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

- (5) 県外及び海外からの志願者で第 2 次選抜に志願する者は、所定の日時まで、第 2 次選抜志願先特別支援学校長に第 2 次選抜申請書を、第 1 次選抜志願先特別支援学校長に第 2 次選抜志願についての申請書をそれぞれ直接提出する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、面接とする。
- (2) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。
- (3) 検査日は、令和 8 年 3 月 5 日 (木) とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

- (1) 第 2 次選抜志願先特別支援学校長は、第 1 次選抜志願先特別支援学校長から提出を受けた入学検査の成績と調査書等の資料、面接の結果に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。
- (2) 上記(1)のほか、「第 1 高等部 A 日程の第 1 次選抜」の 7 を準用する。

8 合格者の発表

令和 8 年 3 月 13 日 (金) 午後 0 時 30 分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後 2 時現在で発表掲示

する。

- (2) 第2次選抜合格者で、第1次選抜に志願した特別支援学校において補欠入学を認められた者は、第1次選抜志願先特別支援学校への入学を優先させる。
- (3) ここに定めるもののほか、高等部A日程の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表1

令和8年度富山県立特別支援学校高等部A日程募集定員等

学校名	学科名	障害種別	修業 年限	募集 定員
富山高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
高岡高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
富山聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
高岡聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
富山総合支援学校	産業工芸科	知的障害	3	8
	生活文化科	知的障害	3	

第3 高等部B日程の第1次選抜

1 募集人員（定員）及び志願資格

高等部B日程の募集人員（定員）及び志願資格は、別表2のとおりとする。

2 志願期間

令和8年2月19日(木)から同月24日(火)までの間（日曜日、土曜日並びに23日(月)を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月24日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月20日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 志願の方法

- (1) 志願は、高等部B日程の1校1学科に限る。
- (2) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育

相談を受けるものとする。

- (3) 志願者は、所定の入学願書と診断書（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者に限る。）を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 専攻科志願者は、所定の入学願書、調査書（調査書の提出が不可能と認められる場合は、卒業証明書）及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。
- (5) 訪問教育志願者は、所定の入学願書と診断書を在籍中学校長等に提出する。在籍中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (6) 県外及び海外からの志願者は、別表2の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。
 - ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。
 - イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。
 - ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。
 - エ その他特別な事情があること。
- (7) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）とする。ただし、特別支援学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査に替えて又は加えて面接を行うことができる。
- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 検査日は、令和8年3月5日（木）とする。日程は、下記を標準として、各

特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合は、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

3月5日(木)	9:00～9:40	9:40～12:00
	出席調査及び諸準備	学力検査

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
- (3) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和8年3月13日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。
- (2) 高等部B日程の第1次選抜合格者で、高等部A日程の第1次選抜に志願した特別支援学校において補欠合格を認められた者は、高等部A日程の志願先特別支援学校への入学を優先させる。
- (3) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。
- (4) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第4 高等部B日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集人員（定員）を決定し、令和8年3月13日（金）に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、別表2の志願資格を有する者で、他の県立高等学校及び県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

3 志願期間

令和8年3月16日（月）及び同月17日（火）の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月17日（火）午後4時までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の3を準用する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

(1) 入学検査の内容は、学力検査など志願先特別支援学校長の定めるものとする。

(2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

(3) 検査日は、令和8年3月19日（木）とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の6を準用する。

8 合格者の発表

令和8年3月25日（水）午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。
- (2) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。
- (3) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表2

令和8年度富山県立特別支援学校高等部B日程募集人員（定員）等

学校名	学科等	障害種別	修業年限	募集人員 (定員)	志 願 資 格
富山視覚総合支援学校	普 通	視 覚 障 害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		病 弱	3	8	学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	保健医療	視 覚 障 害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

	専攻科	理療	視障	覚害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校高等部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		保健理療	視障	覚害	3	約10	
富山聴覚総合支援学校	産業工芸		聴障	覚害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活情報		聴障	覚害	3		
	機 械		聴障	覚害	3		
	専攻科	産業工芸	聴障	覚害	2	約10	
		生活情報	聴障	覚害	2		
		機械	聴障	覚害	2		
高岡聴覚総合支援学校	機 械		聴障	覚害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活情報		聴障	覚害	3		
にかわ総合支援学校	産業技術		知的障害	害	3	約20	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
			肢体不自由		3		

	生活文化	知的障害	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	訪問教育	知的障害 肢体不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
しらとり支援学校	産業技術	知的障害	3	約30	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活文化	知的障害	3		
高岡支援学校	産業	知的障害	3	約30	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活文化	知的障害	3		
	訪問教育	知的障害	3	若干名	特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者

となみ総合支援学校	産業技術	知的障害	3	約20	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活文化	知的障害	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
富山総合支援学校	訪問教育	知的障害 肢体不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
	産業工芸	肢体不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活文化	肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

	訪問教育	肢 体 不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
高志支援学校	普 通	肢 体 不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに入所している者若しくは入所する見込みの者又は富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの外来で訓練を受けている者若しくは訓練を受ける見込みの者（ただし、高等部こまどり分教室を除く）で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
ふるさと支援学校	普 通	病 弱	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	訪問教育	病 弱	3	若干名	特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者若しくは入院する見込みの者又は通院している者若しくは通院する見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 ただし、通院については、国立病院機構富山病院が放課後等デイサービス事業を実施する場合に、同事業を利用している者又は利用する見込みの者に限る。 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者

第 5 幼稚園の第 1 次選抜

1 募集人員及び志願資格

幼稚園の募集人員及び志願資格は、別表 3 のとおりとする。

2 志願期間

令和 8 年 2 月 19 日 (木) から同月 24 日 (火) までの間 (日曜日、土曜日並びに 23 日 (月) を除く。)、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、2 月 24 日 (火) は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2 月 20 日 (金) 正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 志願の方法

- (1) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。
- (2) 志願者の保護者は、所定の入学願書、調査書及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。
- (3) 県外及び海外からの志願者は、別表 3 の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、面接とする。
- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。

- (4) 検査日は、令和8年3月5日(木)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

3月5日(木)	9:00～9:40	9:40～11:30
	出席調査及び諸準備	面接

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、志願者について、調査書等の資料及び面接等の結果に基づいて合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和8年3月13日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。
- (2) ここに定めるもののほか、幼稚部の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第6 幼稚部の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校及び募集人員を決定し、令和8年3月13日(金)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、別表3の志願資格を有する者で、他の県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

3 志願期間

令和 8 年 3 月 16 日 (月) 及び同月 17 日 (火) の両日とし、両日とも午前 9 時から午後 4 時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、3 月 17 日 (火) 午後 4 時までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

「第 5 幼稚園部の第 1 次選抜」の 3 を準用する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、面接とする。
- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。
- (4) 検査日は、令和 8 年 3 月 19 日 (木) とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

「第 5 幼稚園部の第 1 次選抜」の 6 を準用する。

8 合格者の発表

令和 8 年 3 月 25 日 (水) 午後 0 時 30 分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。
 - (2) ここに定めるもののほか、幼稚園部の第 2 次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。
-

別表3

令和8年度富山県立特別支援学校幼稚部募集人員等

学 校 名	障害 種別	学年	募集 人員	志 願 資 格
富山視覚総合 支 援 学 校	視覚 障害	3歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、 満3歳の者
		4歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、 満4歳の者
		5歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、 満5歳の者
富山聴覚総合 支 援 学 校	聴覚 障害	3歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満3歳の者
		4歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満4歳の者
		5歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満5歳の者
高岡聴覚総合 支 援 学 校	聴覚 障害	3歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満3歳の者
		4歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満4歳の者
		5歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満5歳の者